

経 第 95 号
令和5年4月28日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る今後の対応等について (通知)

令和5年4月27日、国において、5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけを5類感染症に変更することが正式に決定されました。

これを受け、令和5年4月28日に開催した第61回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る今後の対応及び5月8日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止すること等について、確認しました。

つきましては、5類感染症への移行に係る今後の対応について、別添資料により、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等の各種措置については、令和5年5月7日をもって終了することを併せて申し添えます。

別添資料

「新型コロナウイルスは、5類感染症へ～5月8日以降、こう変わります～」

参考資料

「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止等について」(令和5年4月28日千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部)

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電 話 : 043-223-2799

E-mail : jigyoushashien@mz.pref.chiba.lg.jp